前条第三項第一号	特定振替機関等	法第五条の三第一項に規定する特定振替機関等（以下この条において「特定振替機関等」という。）
前条第三項第二号	が適格外国証券投資信託	が法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第二項に規定する適格外国証券投資信託（以下この条において「適格外国証券投資信託」という。）
前条第三項第三号	適格外国仲介業者の特定国外営業所等	法第五条の三第四項第五号に規定する適格外国仲介業者（以下この条において「適格外国仲介業者」という。）の同項第六号に規定する特定国外営業所等（以下この条において「特定国外営業所等」という。）
前条第五項	の振替国債所有期間明細書又は振替地方債所有期間明細書	の法第五条の三第一項第二号に規定する書類（以下この項から第七項までにおいて「所有期間明細書」という。）
	振替国債所有期間明細書又は振替地方債所有期間明細書を	所有期間明細書を
	、同項第三号	、次条第三項第三号
	同条第五項及び第六項	施行令第三条第五項及び第六項
	係る振替国債所有期間明細書又は振替地方債所有期間明細書	係る所有期間明細書
前条第六項第二号及び第七項第二号	振替国債所有期間明細書又は振替地方債所有期間明細書	所有期間明細書
前条第十二項第二号	第五条の二第五項第一号	第五条の三第四項第二号
前条第十四項第三号	第五条の二第一項	第五条の三第一項
前条第二十二項第二号及び第四号	同条第一項	法第五条の三第一項
前条第三十四項第一号	第五条の二第五項第八号	第五条の三第四項第九号
前条第三十五項第三号ロ(2)	第五条の二第一項	第五条の三第一項

7　施行令第三条の二第十五項に規定する書類に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該書類を提出する者の氏名又は名称及び住所等

二　施行令第三条の二第十五項に規定する特定振替社債等の発行をする者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

三　前号に規定する特定振替社債等の発行をする者の法第五条の三第二項に規定する特殊関係者（次項第二号及び第十項第三号において「特殊関係者」という。）に該当することとなつた旨及びその年月日

四　当該書類を提出する者が第一項第一号又は第二号に掲げる非居住者である場合には、当該非居住者の国外にある住所地又は居所地

五　当該書類を提出する者が第一項第四号に掲げる外国法人である場合には、当該外国法人の国外にある本店又は主たる事務所の所在地

六　その他参考となるべき事項

8　施行令第三条の二第十六項に規定する財務省令で定める事項は、同項に規定する書類を提出した者に係る次に掲げる事項とする。

一　施行令第三条の二第十五項に規定する特定振替社債等の発行をする者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

二　前号に規定する特定振替社債等の発行をする者の特殊関係者に該当することとなつた年月日

三　その他参考となるべき事項

9　特定振替機関等又は適格外国仲介業者は、その受理した施行令第三条の二第十六項に規定する書類を各人別に整理し、当該受理した日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

10　法第五条の三第六項に規定する書類に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該書類を提出する者の名称及び施行令第三条の二第十七項に規定する納税地（当該納税地とその本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、名称及び当該納税地並びに本店又は主たる事務所の所在地）

二　当該書類を提出する者の当該書類の提出に係る法第二条第二項第十九号に規定する事業年度（次号において「判定事業年度」という。）開始の年月日

三　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

イ　当該判定事業年度開始の時において当該書類を提出する者の特殊関係者に該当する者（非居住者又は外国法人に限る。以下この号において同じ。）がある場合　当該該当する者の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びにその者が当該判定事業年度開始の時において当該書類を提出する者の特殊関係者に該当する事情

ロ　当該判定事業年度開始の時において当該書類を提出する者の特殊関係者に該当する者がない場合　その旨

四　その他参考となるべき事項

第四条の三を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第四条の二第一項第二号に規定する財務省令で定める株式は、施行令第五条の二第一項に規定する店頭売買登録銘柄として登録された株式とする。

第五条第六項を次のように改める。

6　施行令第四条の六の二第十二項に規定する財務省令で定める日は、所得税法第二十五条第一項各号に掲げる事由があつた日の前日（施行令第四条の二第一項各号に掲げる事由があつた場合には、同項各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日）とする。

第五条を第五条の二とし、第四条の六の次に次の一条を加える。

（国外発行株式の信託財産等についての登載事項）

第五条　第二条の四第八項の規定は、施行令第四条の五第五項に規定する財務省令で定める事項について準用する。

2　第二条の四第九項の規定は、施行令第四条の五第六項に規定する財務省令で定める事項について準用する。

3　第二条の四第十項の規定は、施行令第四条の五第七項に規定する財務省令で定める事項について準用する。

4　第二条の四第十一項の規定は、施行令第四条の五第八項に規定する財務省令で定める事項について準用する。